平成３０年（フ）第４２３７号
東京都大田区南蒲田２丁目17－１－404
債務者　田中　正章
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２３９号
東京都江東区深川１丁目６－16－405
債務者　町田　静香
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２４１号
東京都調布市上石原２丁目30－10　ＨＯＵＳＥ－ＺＯＯ弐番館　103
債務者　山田奈津美
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２４２号
東京都新宿区西落合１丁目29－13－303
債務者　川野　大輝
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２４８号
東京都世田谷区上馬１丁目32－２－203
債務者　田村　龍治
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２４９号
東京都足立区谷在家３丁目４－７－102
債務者　古川　裕子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２５１号
東京都江東区大島４丁目６－21－902
債務者　田島　豊
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２６４号
東京都足立区花畑６丁目27－20－102
債務者　初見　優幸
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２６５号
東京都目黒区大橋１丁目８－３－303
債務者　水町　陽太
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２６７号
東京都北区赤羽北３丁目10－４－209
債務者　長谷川康人
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１７９号
横浜市緑区北八朔町1641番地８　谷津田原ハイツ６棟204号
債務者　西元　俊二
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２２号
大分県中津市大字上宮永161番地３
債務者　和田友佳理
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月６日午後１時10分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成３０年（フ）第４１７０号
東京都練馬区田柄２丁目９－２　三重野荘201
債務者　渡部　初美
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１７４号
東京都江戸川区平井７丁目18－23－202
債務者　内田えりか
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２０８号
東京都北区堀船１丁目20－５－303
債務者　山口　克己
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部